

広島県地震被害想定調査検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県が実施する地震被害想定調査に対し、東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見と本県の地域特性を踏まえて、専門的な知見から指導・助言を行う「広島県地震被害想定調査検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について、指導・助言を行う。

- (1) 広島県における地震被害想定に関すること。
- (2) 調査の進め方、実施体制等に関すること。
- (3) 調査結果のとりまとめ、公表等のあり方に関すること。
- (4) その他調査の実施に必要なこと。

(委員会の構成)

第3条 委員会は別表第一に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参加させることができる。

(委員会の運営等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選により、その職務を代理する者を選任する。

(専門部会)

第5条 委員会は、専門的、技術的事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、広島県危機管理監危機管理課とする。

(解散)

第7条 委員会及び専門部会は設置目的を達したときに解散する。

(その他)

第8条 その他委員会について必要な事項は、委員の間で協議して定める。ただし、軽微な事項については委員長が処理することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

広島県地震被害想定調査検討委員会委員名簿

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
広 島 大 学	教 授	土田 孝	
広 島 大 学	准 教 授	一井 康二	
広島工業大学	教 授	岩井 哲	
広 島 大 学	教 授	奥村 晃史	
広 島 大 学	教 授	海堀 正博	
鳥 取 大 学	教 授	香川 敬生	
九 州 大 学	教 授	神野 達夫	
広 島 大 学	客員教授	柴田 浩喜	
関 西 大 学	教 授	高橋 智幸	
広 島 市	消 防 局 長	山下 聰	
広 島 県	危機管理監	本瓦 靖	